

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和 7 年 9 月 3 日

支出負担行為担当官
福岡検疫所総務課長
市 原 康 平

1 公募内容

- (1) 件名
食品衛生法第 2 8 条第 4 項の規定に基づく収去食品(農産食品の残留農薬)の検査業務委託(単価契約)
- (2) 仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所
食品衛生法第 3 3 条第 1 項の規定に基づく登録検査機関が所有する検査施設

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 社会保険料等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

3 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和 7 年 9 月 1 8 日(木) 1 7 時まで
- (2) 意思表示先 福岡検疫所総務課経理係 廣田、松永
- (3) 意思表示方法 F A X 又は E－m a i l
- (4) 意思表示様式 別紙様式 1 のとおり。添付資料として、検査項目単価を示した見積書及び団体概要(名称、所在地、人的体制、設立状況等)がわかる資料・パンフレット等

4 その他

- (1) 公募の結果、参加者が複数の場合、原則として一般競争入札を行うものとする。
- (2) 本公募に参加する者は、応募の意思表示を行う際に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙様式 2)を提出しなければならない。
- (3) 本件にかかる連絡先は以下のとおり。

【本件担当、連絡先】

住 所：福岡市博多区沖浜町 8 番 1 号
担 当：福岡検疫所総務課経理係 廣田、松永
電 話：0 9 2－2 9 1－4 0 9 5
F A X：0 9 2－2 9 1－4 0 9 6
E－m a i l：hirota-kouheiaa@mhlw.go.jp(廣田)
matsunaga-kousuke.l39@mhlw.go.jp(松永)

仕 様 書

1. 目的

農産食品の残留農薬の試験に関する事務について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「法」という。）第28条第4項の規定に基づき、法第33条第1項の規定に基づく登録検査機関に委託し、試験を実施するものである。

2. 委託元

委託元検査所及びその窓口（以下「食品監視課等」とする。）は以下のとおりする。

福岡検査所食品監視課

福岡検査所門司検査所支所統括食品監視官

福岡検査所門司検査所支所統括食品監視官付下関分室

福岡検査所福岡空港検査所支所食品監視課

福岡検査所長崎検査所支所検査衛生・食品監視課

福岡検査所鹿児島検査所支所検査衛生・食品監視課

3. 委託要件

（1）登録検査機関が行う試験検査の業務管理について、法第41条の規定に基づく適合命令、法第42条の規定に基づく改善命令及び法第43条の規定に基づく業務停止命令を現に受けていないこと。

（2）登録検査機関は、委託する検査項目の検査の区分について、法第26条第3項に係る検査の受託実績を有すること。

（3）検体受理後7日以内（土日祝祭日及び年末年始の閉庁日を除く。以下同じ。）に当該検査項目（検査手順等により7日間を超える検査日数を要するものを除く。）に係る検査を終了し、試験検査結果判明後速やかにその内容を検体採取した食品監視課等に報告出来ること。

ただし、検査の途中段階で法違反の可能性が生じた場合には、速やかに食品監視課等に連絡すること。

（4）当該検査項目に係る検査法に基づき、「検査実施標準作業書」を策定していること。なお、同一の検査項目であっても、試験品の種類ごとに手順書が異なる場合にあっては、試験品の種類ごとに明示していること。加えて、検査実施に先立ち、検査を実施する「検査実施標準作業書」の写し及び妥当性評価実施の概略を提出すること。

（5）当該検査項目に係る検査結果が、登録検査機関への送付検体と同一のものをを用い

て検疫所が行う確認検査の検査結果と一致しなかった場合には、契約を行った検疫所が指定する職員による立ち入り調査を受け、必要な指示を受けることに同意すること。

(6) 原則、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）の輸入食品監視支援業務システムへの接続端末を保有すること。

(7) 登録検査機関は、実施した検査結果に疑義が生じた場合、速やかに生データ等を持参又はその他の方法で提示して食品監視課等に説明できること。また、必要に応じて契約を行った検疫所が指定する職員による立ち入り調査を受け、必要な指示を受けることに同意すること。

4. 検査実施場所

登録検査機関として登録された検査施設とする。

5. 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、委託した検査業務が法第26条の規定に基づく命令検査に移行した場合は、当該命令検査への移行時点で食品監視課等が既に採取している検体について検査が終了する日までとする。

6. 実施方法

(1) 検査内容

検査項目及び予定検体数量は、別紙のとおりとする。ただし、届出の状況及びその他の理由により、件数を変更し、また、実施しない項目が生じることがある。

(2) 検体の送付

検査検体は、食品監視課等から検査実施場所へ送付する。また、検体送付に関する費用は検疫所が負担するものとする。

(3) 検体同封品の返送

上記(2)において、食品監視課等から送付された検体に温度記録計等の検査関連物品が同封されていた場合は、当該物品を登録検査機関から食品監視課等に返送する。また、返送に関する費用は登録検査機関が負担するものとする。

(4) 検査期間

それぞれの検体について、検体受理後、速やかに検査に着手し、7日以内（検査手順により7日を超えるものについては、合理的な期間の範囲内）で検査を終了すること。

なお、検査手順、その他やむを得ない事情により検査終了までに7日以上要する場合は、その旨を対象の検体を採取した食品監視課等へ連絡すること。

(5) 検査方法

検査に当たっては、次の各号に定める試験法のうち、各食品の特性に応じ、適切な試験法を選択の上、実施すること。また、検査実施標準作業書を変更する必要性が生じた場合には、速やかに報告すること。

イ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定める試験法

ロ イに類する試験法であって、厚生労働省所管の通知等で定められたもの

ハ 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」に記載された試験法

ニ 日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された試験法

ホ その他、A.O.A.C.の採用する分析法等、イからニに定める試験法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有する試験法

7. 業務管理

委託した検査業務は、食品衛生法施行規則（昭和23年7月13日厚生省令第23号）第40条各号に掲げる基準と同等以上の基準によって実施するものとする。

8. 検査結果の送付

検査終了後、速やかに検査結果を輸入食品監視支援業務システムへの接続端末を介し、又は契約登録検査機関が発行する検査成績書により、食品監視課等に報告するものとする。なお、輸入食品監視支援業務システムへの接続端末を介して報告された場合にあっては、検体ごとの検査成績書に代わり電磁的記録（表計算ソフト等）で作成した検査結果一覧の提出を求めることができるものとする。

9. 検体の廃棄等

検体については、法第28条第1項の規定に基づき採取したものであることから、同条の規定に基づく目的以外には使用しないものとする。

登録検査機関で定められている保存期間を過ぎた検体については、適正に廃棄するものとする。また、輸入植物で植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく手続き終了前に採取した検体等については、食品監視課等は検体送付時にその旨の連絡をするとともに廃棄手順を指示することとする。

10. 疑義等の解決

業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、食品監視課等と登録検査機関との間で連絡を取り調整の上、解決するものとする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて食品監視課等と登録検査機関

との間で協議の上、決定するものとする。

12. 再委託について

- (1) 契約に関する事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することは禁止とする。
- (2) 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止とする。
- (3) 契約に関する事業の一部を第三者に再委託する場合、「再委託に関する承認申請」を提出すること。
- (4) 契約に関する事業の一部を第三者に再委託する場合は、原則、契約額の2分の1未満とする。
- (5) 第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととする。

別 紙

【農産食品の残留農薬】

分類	検査項目	検査対象	合計件数
残留農薬	カルボスルファン	穀類、豆類及び種実類(15)	15
	(1項目)		15件

(別紙様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡検疫所総務課長 市原 康平 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品（農産食品の残留農薬）の検査業務委託（単価契約）に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社（私）は、貴殿が公募する食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品（農産食品の残留農薬）の検査業務委託（単価契約）について応募したいので、その旨を表示します。

なお、下記の事項について相違ないことを申し添えます。

記

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、意思表示期限日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がありません。
3. 当社（私）は、その他の公募に必要な資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申込書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申込に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

以上

(この応募に関する照会先)

所 属 ・ 部 署 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

E - m a i l :

誓 約 書

当社（私）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

なお、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官

福岡検疫所総務課長 殿

※ 個人の場合は氏名欄に生年月日を付記すること。法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（任意様式）を添付すること。